

令和5年度米国有望地域における宮城県産品プロモーション事業 商品評価会募集要項

1 フェア概要

(1) 企画

米国最大の日系大型スーパーマーケット「ミツワマーケットプレイス」にて、宮城県産食品等を催事販売する宮城県産品プロモーションを実施します。

(2) 開催日程

令和6年1月26日～2月5日の11日間 ※現地時間

(3) 実施店舗

- ① TEXAS PLANO (テキサス プレイノ) 店【テキサス州】
- ② TORRANCE DEL AMO (トーランスデルアモ) 店【カリフォルニア州】
- ③ NEW JERSEY (ニュージャージー) 店【ニュージャージー州】

(4) 開催内容

- ① 特設催事コーナーにて現地一般消費者向け陳列販売（買取販売）
- ② 現地スタッフによる試食／試飲
- ③ 出品事業者様による試食／試飲※¹
- ④ 出品事業者様への現地の反応や売上結果等のフィードバック※²

※¹ 参加は必須ではございませんが、ご検討ください。

※² 事業効果の把握や、次年度以降の施策の検討のため、アンケートやヒアリングにご協力いただきますので、予めご了承ください。

(5) 募集企業・出品品目数

25社程度・100品目程度

(6) 実施体制

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 主催（委託者） | 宮城県経済商工観光部国際政策課 |
| ② 総合商社（事業統括） | カメイ株式会社 |
| ③ 貿易会社（商品の輸送・輸出） | KC セントラル貿易株式会社 |
| ④ 現地小売店（商品の販売・広告） | ミツワコーポレーション |

(7) 費用

プロモーション開催に係る費用については、県内事業者様のご負担はありません。ただし、以下に掲げる費用は、原則として各社負担となります。

- ・ 商品評価会会場への交通費等
- ・ 商品評価会会場へ持ち込む商品サンプル、試食提供用商品代、使い捨て食器等の消耗品代
- ・ 現地渡航をする場合の渡航・宿泊費
- ・ プロモーションへ持ち込む商品サンプル、試食提供用商品代、使い捨て食器等の消耗品代

2 商品選定基準

- (1) 食品の米国輸入に際しては、アメリカ食品医薬品局（FDA※¹）に製造施設情報を事前登録する必

要があります。登録は輸出会社で代行する事も可能です。(無料)

- (2) 水産品輸出の際は国際基準の HACCP、ISO22000、FSSG22000 の内、いずれか一つの認証取得が必須となります。
- (3) 使用原料によっては米国への輸入が制限されているものがあります。※²
見積書の提出時、裏面原材料表記が分かる資料(規格書・画像)を提示ください。
- (4) 日本国内倉庫渡し条件となります。(東京都もしくは神奈川県)
- (5) アメリカ規格英文原材料・成分表シールを各単品へ、またはケースマークを各ケースへ貼付した状態で納品いただく必要があります。
シール・ケースマークは輸出会社にて作成し、貴社指定場所まで送付致します。
- (6) 出荷いただいた商品に記載されている賞味期限の御連絡をお願い致します。
- (7) 常温・冷蔵・冷凍いずれも賞味期限が 180 日以上のもを優先的に選びください。
- (8) 畜肉(エキス含む)・酒類のご提案はお控えください。

※1 アメリカ食品医薬品局(FDA)とは、日本における厚生労働省に似た役割を持つ公的機関です。

※2 主要な原料として、畜肉(エキス含む)・クチナシ・紅麴・紅花・ステビア等。

3 出品商品選定のプロセス

出品する商品のエントリーをしていただいた後、輸送上の制約・規制、米国市場のニーズ等を踏まえたスクリーニングを下記のとおり実施します。

(1) 商品エントリー(一次スクリーニング)

イ 申込方法 下記を電子メールにてご提出ください

①参加申込書、②商品情報シート、③海外展開の状況

(ご提出いただくのは Excel ファイル 1 つです。3 シートご回答いただきます。その他必要に応じて関係書類をご提出いただくことがあります。)

ロ 申込期限 6 月 30 日(金)までにご提出ください。

ハ 申込先 宮城県国際政策課 交流推進第一班

担当: 越後(えちご)

TEL: 022-211-2276

E-Mail: koryu@pref.miyagi.lg.jp (班代表アドレス)

(2) 商品評価会(二次スクリーニング)

一次スクリーニングを通過した商品について、以下の日程で開催予定の商品評価会にご参加いただくこととなります。プロモーションへ出品するためには、商品評価会への参加は必須となります。

イ 日程 令和 5 年 7 月 18 日(火)・19 日(水)

ロ 開催場所 宮城県知事公館(仙台市青葉区広瀬町 5-43)

ハ 実施内容 ミツワマーケットプレイスのバイヤー 1 名及び KC セントラル貿易株式会社の代表 1 名を招へいし、県内事業者様ごとに個別に面談形式で商品評価会を実施します。実施日程については、商品評価会の参加が決定した県内事業者様に個別にご案内い

たします。

ニ 当日ご用意いただくもの 商品サンプル・試食等に必要な機器・資材（皿・スプーン等）

(3) スケジュール

7月18日（火）～7月19日（水）	商品評価会
8月4日（金）	見積提示期限（事業社様→カメイ）
8月4日（金）	見積提示期限（カメイ→KC セントラル貿易）
10月上旬	採用・数量確定
11月中旬	国内保税倉庫納品
11月下旬	日本出航
12月上旬	LA 港到着

4 留意事項

以下の場合の他規制等により生じた損害や不利益等について、宮城県はその責任を負わないものとします。

米国向け輸出規制の一部を記載いたしますが、その他にも規制がございます。

(1) 米国バイオテロ法

米国バイオテロ法により、米国へ食品を輸出するためには「食品関連施設の登録」「米国代理人の登録」「輸入事前通告」等を FDA（保健福祉省食品医薬品局）に対して行う必要があります。未登録の外国施設から持ち込まれた食品は通関が認められず展示会用にサンプルを輸出する場合であっても施設の登録が必要となります。

登録は輸出会社で代行することも可能です。

【御参考】バイオテロ法に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/bioterrorism.html

(2) 米国食品安全強化法

米国では2011年に食品安全強化法（Food Safety Modernization Act、FSMA）が成立し、食品医薬品局（FDA）の権限が多岐にわたって強化されました。米国の法律ですが、米国内で流通する日本からの輸出食品も適用対象となります。

企業規模に応じ一定の猶予期間や例外適用はあるものの、原則として2016年9月19日から適用が開始されています。そして、2017年9月には、従業員数が500名未満の企業も義務化されることとなります。各社対応が必要となりますので、今一度確認をお願いします。

【御参考】食品安全強化法（FSMA）に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

(3) 水産物・水産加工品の輸入規制

水産加工品を米国に輸出する場合には、米国食品医薬品局（FDA）が定めた規則に従った HACCP 手法を用いて製造された製品である必要があり、輸入通関の際にそのことを証明する書類の提示が求められます（例：HACCP 認証等）。

【御参考】水産物、水産加工品の現地輸入規則および留意点

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/marineproducts.html

(4) 米国への輸入禁止原材料

原材料によっては米国への輸入が制限されているものがあります。

応募商品が輸出規制品目に該当する場合、または、バイヤー側で商談不可・不要と判断した場合には、商品の変更や参加の見合せをお願いする場合があります。

輸入規制対象原料は項目6の一覧表をご参照ください。

(5) 募集締切後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合には、参加できなくなる場合がありますことを予め御承知願います。

(6) 天災、政情不安その他、事業実施者の責めに帰さない事由が発生した場合、宮城県は事業の全部または一部について内容の変更及び中止ができるものとします。

5 バイヤー情報

企業名	カメイ株式会社
企業ホームページ	https://www.kamei.co.jp/
本社所在地	〒980-8583 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目1-18
業種	商社（化学・石油・ガス・電気） 商社（機械・プラント・環境） 商社（食品・農林・水産）
会社概要	エネルギー、建設資材、食品などの商品を提供する総合商社
取扱主要品目	魚介類/魚介類加工品、穀物/穀物加工品、米/米加工品、 野菜・果実/加工品、糖類/糖類加工品/はちみつ、 コーヒー/ココア/香辛料類、茶葉、調味料、その他加工品

企業名	KC セントラル貿易株式会社
企業ホームページ	http://boekii.co.jp/about
本社所在地	〒104-0042 東京都中央区入船3丁目7番2号 KDX 銀座イーストビル2階
業種	貿易商社
会社概要	食料品・飲料、酒類、日用品雑貨等の輸出入業、卸売業、販売業 ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	魚介類/魚介類加工品、穀物/穀物加工品、米/米加工品、 野菜・果実/加工品、糖類/糖類加工品/はちみつ、 コーヒー/ココア/香辛料類、茶葉、調味料、その他加工品

企業名	ミツワコーポレーション (Mitsuwa Corporation)
企業ホームページ	https://mitsuwa.com/
本社所在地	—
業種	スーパーマーケット
会社概要	日系の大型スーパーマーケットチェーンで、現在カリフォルニア州、イリノイ州、ニュージャージー州、テキサス州、ハワイ州に合計 12 店舗を展開 ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	日本産の食品の他、化粧品、日用品、調理家電等

6 主な輸入規制原料一覧（一部）

着色料	<ul style="list-style-type: none"> ・クチナシ色素 ・紅花 ・紅麴 ・赤色 2、104、105、106 ・緑色 3 ・赤キャベツ、青キャベツ色素 など <p>※赤色で認められているものは赤 3・40 のみ</p>
甘味料	<ul style="list-style-type: none"> ・ステビア
保存料・香料	<ul style="list-style-type: none"> ・デヒドロ酢酸ナトリウム
畜肉関連	<ul style="list-style-type: none"> ・精肉、加工品含めて全て不可 ・畜肉エキス ・豚ゼラチン など
その他必要事項・注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・FDA への製造施設登録 ・卵・乳が使用されている場合は動物検疫所へ必要書類を提出 ・海老を原料とする加工食品は原料の漁獲証明書を提出 ・あわび、なまこ、シラスウナギの輸出には適正漁獲証明書を提出 ・水産品の輸出には加工施設が国際基準の衛生認証が必須

※アメリカで輸入できない主な原料を記載しています。

7 お問い合わせ先

(1) 商品選定基準、貿易、輸出規制等について

カメイ(株)食料部開発課

TEL 03-6228-3493

(2) その他、事業全般について

宮城県国際政策課 交流推進第一班

TEL 022-211-2276